

4 病気・ケガ補償コース (特約) 申込本人 配偶者 子供

ヤマハ株式会社 が保険契約者となる団体契約です。

特約 保険正式名称: 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
 セットされる主な特約: (特約①) 先進医療費用保険金補償特約、(特約②) 疾病補償特約 (女性特定疾病のみ補償特約セット)、(特約③) 親介護一時金支払特約、(特約④) 日常生活賠償特約、(特約⑤) 携行品損害補償特約、(特約⑥) ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)、(特約⑦) 住宅内生活用動産補償特約、(特約⑧) 借家人賠償責任補償特約 (修理費用補償特約セット)

ご注意 3 病気・ケガ補償コースにご加入の方のみお申込みできます。

注目 ●各種特約を自由に選択できます!
 ●ヤマハグループ団体ならではの加入しやすい保険料で、
 様々なリスクに備える補償 (特約) を自由に選択いただけます!

特約一覧 (注)

NO	特約ランク名称	参照ページ
特約①	先進医療費用保険金補償特約	P3
特約②	疾病補償特約 (女性特定疾病のみ補償特約セット)	P4
特約③	親介護一時金支払特約	P4
特約④	日常生活賠償特約	P5
特約⑤	携行品損害補償特約 (受託物賠償責任補償特約セット<申込本人のみ>)	P5
特約⑥	ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	P5
特約⑦	住宅内生活用動産補償特約	P5
特約⑧	借家人賠償責任補償特約 (修理費用補償特約セット)	P6

※特約①、④～⑧の保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

特約① 先進医療費用保険金補償特約 基本 (病気・ケガ) タイプにご加入されている方がご加入できます。

ポイント 特約②「疾病補償特約 (女性特定疾病のみ補償特約セット)」との同時加入が可能です!

Nランク	先進医療費用保険金額	■月払保険料
先進医療費用保険金補償特約	1,000万円	年齢にかかわらず一律 50円

■先進医療費用保険金補償特約 (日本国内のみ補償)

公的医療保険の適用外となる、先進医療にかかる費用を補償する特約です。
 保険期間を通じて、**1,000万円**を限度に保険金をお支払いします。

POINT 1 先進医療にかかる費用 (技術料) 等を補償します。
 先進医療とは…
 治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの (先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。) をいいます。

POINT 2 先進医療を受けるための以下の交通費・宿泊費も補償します。
 ●先進医療を受けるための医療機関との間の往復交通費
 ●先進医療を受けるための宿泊費 (1泊につき1万円限度)

先進医療にかかる費用は治療によっては高額になりがちです。
 「先進医療費用保険金補償特約」で医療費負担に備えましょう。



保険期間: 2024年1月1日 16:00~2025年1月1日 16:00

特約② 疾病補償特約 (女性特定疾病のみ補償特約セット) 基本 (病気・ケガ) タイプにご加入されている方がご加入できます。

ポイント 特約①「先進医療費用保険金補償特約」との同時加入が可能です!

加入ランク	疾病入院保険金 (日額)	疾病手術保険金	疾病通院保険金 (日額) (入院前後)	加入条件
疾病補償特約 (女性特定疾病のみ補償特約セット)	W1 2,500円/日	① 12,500円 ② 50,000円	1,500円/日	基本タイプ ランク1以上にご加入の方
	W2 5,000円/日	① 25,000円 ② 100,000円	3,000円/日	基本タイプ ランク2以上にご加入の方

※15才未満の方につきましては、基本タイプ・オプションあわせて疾病入院保険金日額10,000円が引受限度となりますので、すでに基本タイプの加入ランク3にご加入されている方は、本特約をセットすることはできません。

※病気等で放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金 (疾病入院保険金日額の10倍) をお支払いします。詳細はP16をご覧ください。
 ※上記表「疾病手術保険金」の①は「入院中以外に受けた手術の場合」、②は「入院中に受けた手術の場合」の保険金の額です。

■月払保険料

加入ランク	生後15日~4才	5~9才	10~14才	15~19才	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才
W1	60円	40円	30円	30円	60円	110円	170円	190円	200円	220円	290円	400円	590円	880円
W2	100円	80円	50円	60円	110円	220円	340円	370円	380円	450円	580円	800円	1,180円	1,760円

※上記年齢は被保険者の方の2024年1月1日時点の満年齢となります。ただし、生後15日については申込締切日 (2023年10月13日) 時点で出生されている方に限ります。

特約③ 親介護一時金支払特約 基本 (病気・ケガ) タイプもしくはケガのみタイプにご加入されている方がご加入できます。

ポイント 親介護一時金額が100万円、200万円、300万円から選べます!

ランク	O1	O2	O3
親介護一時金額 (特約被保険者1名あたり)	100万円	200万円	300万円

「介護のリスク」について動画でチェック!
 QRコード※を携帯電話で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります。)
 ※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

■月払保険料 (特約被保険者1名あたり)

加入ランク	20~24才	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~79才	80~84才
O1	10円	10円	10円	10円	10円	10円	20円	60円	120円	280円	620円	1,340円	3,430円
O2	10円	10円	10円	10円	10円	20円	50円	110円	240円	560円	1,230円	2,680円	6,860円
O3	20円	20円	20円	20円	20円	40円	70円	170円	370円	840円	1,850円	4,020円	10,300円

・特約被保険者: 被保険者本人の親 (姻族を含みます。) 2名を限度とします。・特約被保険者の年齢制限: 満20才~満84才
 ※上記年齢は特約被保険者の方の2024年1月1日時点の満年齢となります。

■親介護一時金支払特約

介護のため一時的に必要となる費用 (介護用品、住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。

POINT 1 次の要介護状態*となり、その状態がフランチイズ期間30日を超えて継続した場合、**親介護一時金額の全額を一時金としてお支払いします。**
 ・公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
 ・上記以外で約款所定の状態に該当した場合
 *P25もあわせてご確認ください。
 ※なお、保険金請求時に保険期間が終了していない場合、残りの保険期間分の保険料をいただきます。

POINT 2 親御さまは、**満84才まで**にご加入いただけます。
 また、この特約のみに加入いただくことが可能です。

●親御さまの基本補償部分へのご加入、同居の有無は問いません。
 ●基本補償にご加入いただく被保険者の親御さまを補償の対象者とすることができます。
 ●健康状態に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。
 (被保険者ご本人に代理でご入力いただけます。)



4 病気・ケガ補償コース (特約)

ご注意 **3** 病気・ケガ補償コースにご加入の方のみお申込みできます。

特約④ 日常生活賠償特約 ご本人が加入すればご家族全員が補償されます！
(ご家族の範囲は下記「ご注意」をご確認ください)

以下のような事例で法律上の損害賠償責任を負ったときに役立ちます！

- ・自転車で他人にケガをさせた。 ・買物をしていて過ぎて陳列商品を壊した。
 - ・子供が近所の家のガラスを割った。 ・水濡れで下の階の他人の家に損害を与えた。 など
- (国内・海外での事故を補償 (一部国内のみ)、示談交渉は国内のみ)



ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
G	保険金額:1億円、免責金額:なし	申込人本人	90円

ご注意

ご加入された被保険者ご本人からみて以下の方が被保険者(補償の対象者)となります。
①ご本人 ②ご本人の配偶者 ③ ①または②と同居の親族 ④ ①または②と別居の未婚の子が補償の対象者となります。
※上記①～④のいずれかに該当する方が責任無能力者の場合の取扱いはP26をご覧ください。

特約⑤ 携行品損害補償特約(受託物賠償責任補償特約セット(申込人本人のみ))

- ・海外旅行中、バッグをひったくられた。 ・屋外で誤って楽器を壊した。
- ・ゴルフプレー中、クラブが木にぶつかり折れた。(国内・海外補償)

(受託物賠償責任補償特約) 以下のような事例で法律上の損害賠償責任を負ったとき
・レンタルスキー板を折ってしまった。 ・知人から借りたビデオカメラが盗まれた。 など
(国内で受託したもののみ対象、国内・海外での事故を補償)



ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
H1 H2	保険金額:50万円、免責金額:3千円	申込人本人 配偶者・子供	(本人) 230円 (本人以外) 210円

ご注意

申込人本人が携行品損害補償特約の被保険者(補償の対象者)になられる場合は、受託物賠償責任補償特約(以下、受託賠といいます。)が自動セットされたH1セットへのご加入となります。配偶者・子どもが被保険者(補償の対象者)になられる場合には、携行品損害補償特約のみのH2セットのご加入となります。受託物賠償責任保険金額20万円(免責金額5千円)>受託賠はご加入された被保険者ご本人からみて以下の方が被保険者(補償の対象者)となります。
①ご本人 ②ご本人の配偶者 ③ ①または②と同居の親族 ④ ①または②と別居の未婚の子が補償の対象者となります。
※上記①～④のいずれかに該当する方が責任無能力者の場合の取扱いはP26をご覧ください。
携行品損害補償特約についてはH1・H2セットいずれも被保険者(補償の対象者)は被保険者本人のみとなります。

特約⑥ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

- ・ゴルフラウンド中にホールインワンを達成。 祝賀会・記念品・記念植樹などの費用がかかった。(国内のみ補償) など

ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
I	保険金額:50万円、免責金額:なし	申込人本人・配偶者・子供	370円



ご注意

他にホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険(ゴルフアー保険等)にご加入の場合、被保険者の受け取ることができる保険金は、他の保険の保険金額とこの保険の保険金額のいずれか高い額が限度となります。

特約⑦ 住宅内生活用動産補償特約 (臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金・失火見舞費用保険金セット)

- ・ボヤにより家財に損害が発生した。 ・泥棒が入り、家財の一部が盗まれた。 など
- (国内のみ補償)

ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
J	保険金額:200万円、免責金額:3千円	申込人本人	930円



ご注意

申込人本人(被保険者)の居住の用に供される住宅内に所在する本人と、本人と生計を共にする親族の家財が対象となります。

特約⑧ 借家人賠償責任補償特約(修理費用補償特約セット)

- ・料理中、天ぷら油に引火、借用住宅に損害を与え、家主より損害賠償を請求された。
 - ・盗難事故によりガラスが破損。家主との契約により修理費を負担した。 など
- (国内のみ補償)



ランク名	補償内容	被保険者(補償の対象者)本人になれる方の範囲	月払保険料
K	借家人賠償 保険金額:1,000万円、免責金額:なし 借家修理費用 保険金額:300万円、免責金額:3千円	申込人本人	230円

ご注意

申込人本人(被保険者ご本人)が補償の対象者となります。
借用住宅の賃借名義人が本人と異なる場合には、その賃借名義人も補償の対象者となります。
※借家人賠償で上記の方が責任無能力者の場合の取扱いはP26をご覧ください。

Q&A

Q 海外での事故も補償するのはどの特約ですか？

A 「日常生活賠償特約」「携行品損害補償特約」「受託物賠償責任補償特約」です。ただし、「日常生活賠償特約」は一部国内に限定される補償があり、「受託物賠償責任補償特約」は国内で受託した物のみが補償対象となります。

Q 携行品損害補償特約でつり具の補償はされますか？

A いいえ。2016年1月1日からつり具を含む漁具損害が補償対象外となりました。

Q 配偶者が携行品損害補償特約やホールインワン(アルバトロス)費用補償特約に加入したい場合、配偶者自身も**3** 病気・ケガ補償コースに加入が必要ですか？

A はい、必要です。お子さまも同様です。

加入資格等について

【保険契約者】 この保険はヤマハ株式会社 が保険契約者となる団体契約です。

【お申込人となれる方の範囲】 ヤマハ株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

【3 病気・ケガ補償コースの被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲]

ヤマハ株式会社およびそのグループ会社に勤務している役員・従業員(契約期間1年以上で給与天引可能な方を含む)でヤマハ健康保険組合加入者およびその配偶者と子どもです。④ 病気・ケガ補償コース(特約)の被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方は、上記③ 病気・ケガ補償コースにご加入された方に限ります。
(特約①、②は③ 病気・ケガ補償コースが基本(病気・ケガ)タイプに加入された場合、特約④、⑦、⑧については申込人本人のみご加入いただけます。)
(*) 補償内容の入力画面の被保険者1(本人)欄に記載の方をいいます。

【被保険者の年齢】

新規加入(増額)は、0才から(ただし、「基本(病気・ケガ)タイプ」は生後15日から)69才まで(ただし、「ケガのみタイプ」は79才まで)、継続加入は満79才まで(「ケガのみタイプ」は年齢制限なし)可能です。2024年1月1日時点の満年齢によります。基本(病気・ケガ)タイプおよびオプションの生後15日については、申込締切日(2023年10月13日)時点で出生されている方に限ります。

【健康に関する告知について】

基本(病気・ケガ)タイプへの新規加入や増額、オプションの追加・増額の際には、補償内容の入力画面の告知欄に健康状況等を正確にご入力ください。現状どおりまたは減額して継続される場合は、ご入力不要です。

①現在の健康状況につき補償内容の入力画面の告知欄に、必ず被保険者(補償の対象者)または申込人ご自身(または親権者)※でご入力ください。万一、入力事項に誤りがあると保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。
※告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

②健康に関する告知の内容によっては、ご加入や増額できない場合がございますのであらかじめご了承ください。

③健康に関する告知をいただいた結果、ご加入をお引受けした場合でも、原則として、既に発病している病気については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。なお、詳細P36「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」をご覧ください。

(注) 親介護一時金支払特約は一部取扱いが異なりますので、P35～37「健康状況告知書ご記入のご案内」をご確認ください。